

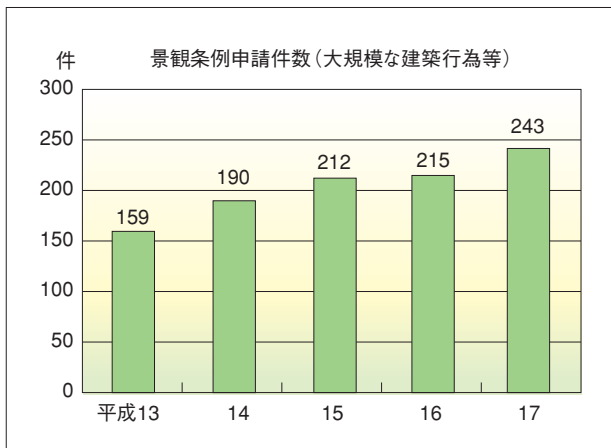
Ⅱ 大地と共に育つ，田園型拠点都市

1 田園型拠点都市にふさわしいまちの姿

◆ 現況と課題 ◆

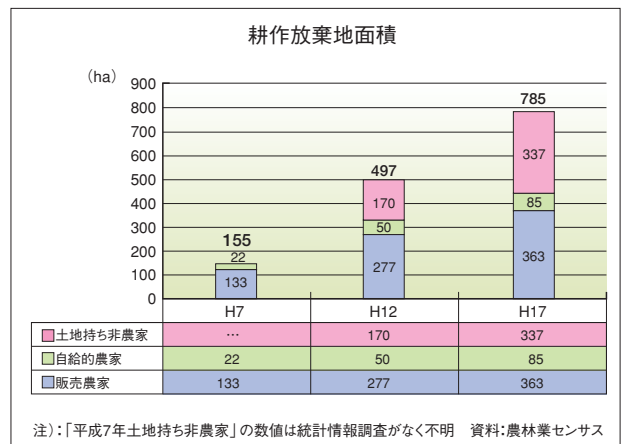
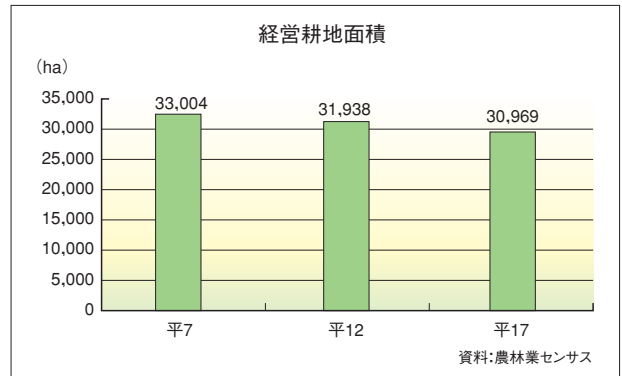
○本市は，広域合併により市域が広がり人口約81万人を擁する大都市となりました。加えて，人口減少・少子高齢化などの社会経済情勢の変化を受けて，都市政策は大きな転換期を迎えています。このため，本市の都市政策の新たな方向性を見定めながら，長期的視点に基づく都市計画の見直しや，都市づくりの舵を切る具体策の展開が必要です。

○景観については，これまでの都市景観条例で景観誘導指針を定め，景観形成に一定の成果を収めました。法的裏付けのない自主条例であったため，その実効性に課題がありました。新たに景観法(注1)に基づく法的効力をもった計画により地域特性に応じた方向性を示し，より積極的な景観形成を推進していく必要があります。



○昨今の産地間競争の激化や農業従事者の高齢化，後継者不足といった社会情勢を受け，市街地に近接する農地の都市的利用を求める傾向が見られます。

○幹線道路沿道を中心に商業施設などが立地しているほか，ミニ開発などにより農地と宅地の混在化などが起きています。その結果，営農環境や良好な農村景観が喪失しつつあり，豊かな田園の保全が求められています。



○農道や農地については，その多面的な機能(防災・自然環境保全・農村景観保全など)の発揮が一層求められているとともに，これらの機能維持のため，地域の特性に応じた農業基盤の整備や，継続的な施設の機能維持・更新などが必要です。

(注1) 景観法

都市，農山漁村等における良好な景観の形成を図るため，良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに，景観計画の策定，景観計画区域，景観地区等における良好な景観の形成のための規制，景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる景観についての総合的な法律。(平成16年6月18日法律第110号)

新潟市における河川

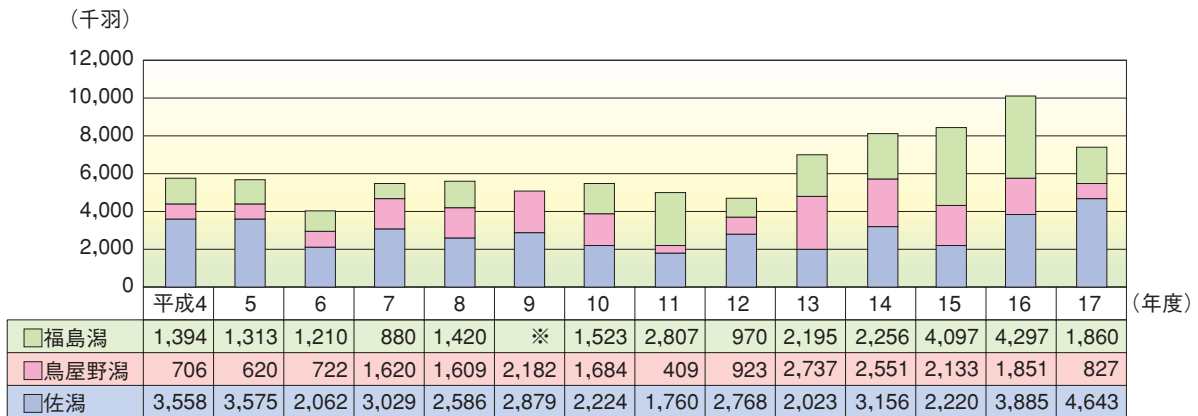
水系	河川名
一級河川 信濃川水系	信濃川
	通船川
	栗ノ木川
	鳥屋野潟
	関屋分水路
	鳥屋野潟放水路
	鷺ノ木大通川
	西大通川
	小阿賀野川
	熊代川
	新津川
	覚路津大通川
	東大通川
	五社川
	山田川
	才歩川
	中ノ口川
	西川
	矢川
	新矢川
弘川	
茶屋川	
藤内川	

水系	河川名	
一級河川 阿賀野川水系	阿賀野川	
	新井郷川	
	新井郷川分水路	
	新発田川	
	派川新井郷川分水路	
	派川加治川	
	駒林川	
	福島潟放水路	
	福島潟	
	松岡川	
折居川		
大通川		
一級河川 35		
二級河川 新川水系	新川	
	広通川	
	西山川	
	木山川	
	大通川	
	大通川放水路	
	飛落川	
	坂本川水系	坂本川
	白勢川水系	白勢川
	宝川水系	宝川
二級河川 10		
45 河川		

- 大小河川，湖沼などの本市のもつ豊かな水辺環境を活かした親水空間の創出を図るため，具体的な連続性のある利用計画などを検討していく必要があります。
- 市民一人当たりの公園面積は，平成17年度末で10.24㎡(全国平均は，9.1㎡)ですが，今後も市民からの多様なニーズに対応したさまざまな公園緑地を創出する必要があります。

- 佐潟，鳥屋野潟，福島潟の3つの湖沼のコハクチョウ飛来数が全国の4分の1に上るなど，市内の河川・湖沼には多くの水鳥が生息しています。
- 本市のもつ多様で貴重な自然環境の保全・活用を図ることで，自然と共生する空間の創造を進め，次世代の子どもたちにこの豊かな自然環境を残していく必要があります。

コハクチョウ飛来数



※調査を行っていないため不明

◆ 施策体系 ◆

1 田園型拠点都市にふさわしいまちの姿

(1) まとまりのある質の高いまちづくり

- ① まとまりのある市街地の維持・形成
- ② 既成市街地の質の向上
- ③ 優れた景観の形成

(2) 田園の保全と自然に配慮した整備

- ① 市街地をやさしく包む田園の保全
- ② 農業基盤等の整備(高生産化と防災)
- ③ 農村の水辺環境整備
- ④ 排水対策の推進
- ⑤ 農業団体等の施設維持活動への支援

(3) 豊かな水と共生するまちづくり

- ① 河川の保全と整備(再)
- ② 湿地の保全と活用(再)
- ③ 水辺・緑の保全と活用(再)
- ④ 舟運による賑わいづくりの検討(再)

(4) 豊かな自然の保全と育成

- ① 海岸の保全と整備(再)
- ② 樹林環境の整備・活用
- ③ 里山の保全・活用
- ④ 野生生物の保護・管理
- ⑤ 湿地の保全と活用(再)
- ⑥ 環境教育・環境学習の推進(再)



空撮(福島潟から見た市街地方面)

◆ 施策展開 ◆

(1) まとまりのある質の高いまちづくり

- 「都市計画マスタープラン(注1)」を策定し、まとまりのある質の高いまちづくりの基本方針を示します。
- 美しく個性的で魅力あるまちづくりを進めるため、地域ごとの特性を調査・整理し、これらを基に、地域にふさわしい景観の指針やルールづくりにより良好な景観の形成を図ります。

①まとまりのある市街地の維持・形成

広大な自然・田園に囲まれた市街地が、都心やそれぞれのまちなかを中心としたまとまりのあるまちを形成し、それらが個性と魅力ある地域として互いに連携しあうまちづくりを進めます。

このような都市と自然・田園が調和するまちづくりや、効率的な都市経営を行うため、現在の都市構造を基本としながら、一つの都市計画区域として市域全体で統一のとれた土地利用を推進します。

このため、市街地を拡大する郊外の開発事業については、まちづくりの必要性や周辺環境への配慮、良好な市街地環境の形成・維持などの観点から、その事業の実施について適切に判断される仕組みをつくります。

②既成市街地の質の向上

既成市街地では、これまでの市街地の有効活用を行いながら、市民の暮らしの質を高めるまちづくりが必要です。このため、地域の特性を踏まえた良好な市街地づくりに向けた制度や条例を制定します。また、大規模な遊休地については、地域の現状・特性を踏まえ、導入すべき機能を検討し、土地利用を促進します。

③優れた景観の形成

景観法に基づく景観計画・景観条例などにより、信濃川周辺など地区毎の特性に対応した景観規制誘導(特別区域指定、景観地区指定など)を行い、良好な景観形成を目指します。

また、市民や事業者の主体的な景観形成活動への支援を行います。



信濃川 やすらぎ堤

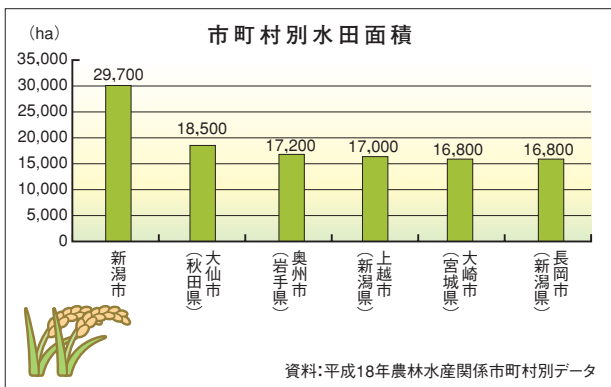
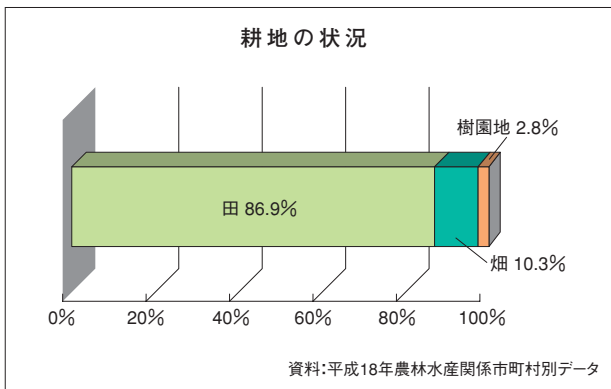
(注1) 都市計画マスタープラン

都市計画法に規定される、市町村の都市計画に関する基本的な方針。土地利用や都市の施設などの都市空間整備に関する分野の都市づくりの指針。

◆ 施策展開 ◆

(2) 田園の保全と自然に配慮した整備

- 地域住民の参画のもと、市街地を取り巻く田園の保全を図るとともに、本市の水環境を特徴づける河川や湖沼、農業用水路などの地域資源を活かした水辺の景観形成や親水性を高めます。
- 生産性の高い農業を推進するため、省力・低コスト化や経営体の育成を進め、効率的な営農を図るとともに、市民が暮らしやすく、安全で快適な住環境を形成するためにも、防災機能など農地や農業水利施設のもつ多面的機能の発揮を図ります。



①市街地をやさしく包む田園の保全

農業・農村の多面的機能を活かしたまちづくりを進めるため、農村集落と農地の土地利用計画を策定し、田園環境の保全を図ります。

②農業基盤等の整備 (高生産化と防災)

効率的な営農を展開するため、地域特性に応じた排水施設整備やほ場整備を進めるとともに、優良農地の確保や経営体などへの農地利用集積を促進します。また、農道や農地を、防災空間として活用を図ります。

③農村の水辺環境整備

本市の水環境を特徴づける地域資源を活かした景観形成や親水性を高め、また、環境用水(注1)の導入や除草剤を使わない雑草対策など自然に配慮した水路護岸の整備や休耕田の活用などの検討を行い、水辺に生息・生育する野生動植物の保護・育成に努めます。

④排水対策の推進

低平地に水田と集落が展開する地域特性に対応し、基幹的農業排水施設をはじめとする地域の排水機能の強化を図ります。また、污水处理施設などの整備により、農村の生活環境を改善し、水質汚濁による環境負荷を低減させます。

⑤農業団体等の施設維持活動への支援

農業施設の管理機能の維持・向上を図るとともに、農薬などの大幅な低減を図る活動に対し支援します。

(注1)環境用水

水質、親水空間、修景等生活環境または自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水。

◆ 施策展開 ◆

(3) 豊かな水と共生するまちづくり

○本市のもつ豊かな水辺環境を活かし、水と緑のネットワークづくりを推進するため、大小河川・湖沼などの自然環境に配慮した水辺・緑地などを整備し、親水空間の創出を図ります。

①河川の保全と整備

自然と共生する空間の創造を進めるため、信濃川、阿賀野川や小阿賀野川などの市内の河川について、自然環境や親水性(注1)に配慮しながら河川の改修を促進します。

(再掲:IV1(4))

②湿地の保全と活用

佐潟、烏屋野潟、福島潟などの湿地帯の自然環境を保全し、賢明な利用を図るため、各種調査や市民の意識啓発などを進め、白鳥などの飛び交う水と緑のネットワーク化を推進し、生物の多様性を確保する自然共生空間の創造を図ります。

(再掲:II1(4))



ラムサール条約登録湿地「佐潟」

③水辺・緑の保全と活用

本市の特徴的環境である水辺や緑などの保全・活用を進めるため、樹林や緑地の保護、河川敷の緑地整備など、市民が水辺や緑に親しめる環境整備を進めるとともに、信濃川や阿賀野川などの美しい河川環境の保全などを目的として、流域自治体と活発な交流を促進します。

(再掲:III1(5))

④舟運による賑わいづくりの検討

信濃川をはじめとした河川などにおいて、市民や来訪者が水上から水に親しめる環境や、水辺の賑わいを創出するために、舟運のあり方を検討します。

(再掲:III5(2))



信濃川の河川敷

(注1) 親水性

自然状態を極力保全することや、せせらぎ等の自然環境の創出、川辺へのアクセス改善のための海岸整備などにより、自然と出会え安全で親しむことのできる水辺空間をつくりだすこと。

◆ 施策展開 ◆

(4) 豊かな自然の保全と育成

○海岸や里山などの森林、保安林、湿地など、本市のもつ豊かな自然の保全・整備・活用により、市民に潤いと安らぎの場を提供するとともに、白鳥などが飛び交う水と緑のネットワーク化を促進し、自然と人間とが共生する空間の創造を図ります。

① 海岸の保全と整備

親水性や景観、自然環境に配慮した海岸の整備を促進し、市民に愛される水辺空間を創出します。

(再掲:Ⅳ1(4))

② 樹林環境の整備・活用

水土保全や生産・憩いの場であり、また貴重な緑地空間である海岸保安林・森林の機能増進のため、保護管理事業や林道整備を進め活用を図るほか、林業を振興することにより森林の保全育成を進めます。

③ 里山の保全・活用

市民の共有財産としての里山や森林などを後世に残すため、里山(注1)と里山の森林のもつ多面的機能の増進を図ります。また、遊歩道などの整備を進め、憩いや生産などの場としてさまざまな活用に努めます。

④ 野生生物の保護・管理

RDB(レッドデータブック)(注2)の作成・活用や野生生物に関する各種調査により、生息状況などを把握し、市民と情報を共有しながら

希少動物種の保護や有害鳥獣対策などを適切に実施し、市民とともに野生生物の保護を図って行きます。

⑤ 湿地の保全と活用

佐潟、鳥屋野潟、福島潟などの湿地帯の自然環境を保全し、賢明な利用を図るため、各種調査や市民の意識啓発などを進め、白鳥などの飛び交う水と緑のネットワーク化を推進し、生物の多様性を確保する自然共生空間の創造を図ります。

(再掲:Ⅱ1(3))

⑥ 環境教育・環境学習の推進

環境保全・自然保護の心をはぐくむことで、環境に配慮した生活や行動ができるよう、地域や学校などと連携し環境教育・学習を推進します。

また、新潟水俣病を教訓とした環境学習の促進に努めます。

(再掲:Ⅱ4(5))



福島潟

(注1)里山

人里近くにある、生活に結びついた山。

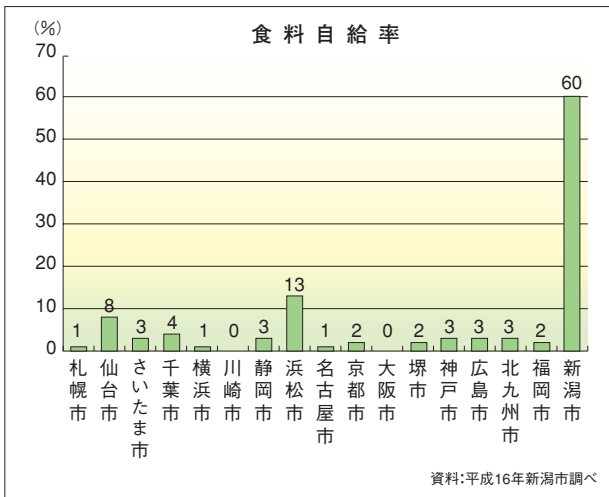
(注2)RDB

Red Data Book(レッドデータブック)の略。絶滅のおそれのある野生動物の種をリストアップし、現状をまとめた報告書。

2 都市と田園が恵み合う関係

◆ 現況と課題 ◆

- 都会に住む人々の中に、生活にゆとりや潤いを求める意識の高まりが見られます。これを提供できる都市と農村の交流の場として、寄り道したくなるような農村風景や自然が残る農業・農村地域の役割が増大しています。また、都市と農村が互いに恵み合う仕組みづくりも必要といえます。
- 本市の農業生産は、その数字から見ても全国に誇るべきものですが、米以外のさまざまな「食」の豊かさについて市民からは十分認知されていないのが現状であり、それらの情報を積極的に市民に情報提供し、地産地消を推進していく必要があります。



- 都市化の進展などにより農業に接する機会が減少し、消費者の食料に関する知識や農業に対する関心が低下していることも、食習慣の乱れを助長する一因となっています。子どもの頃から食や農業に対する興味・関心をはぐくむために、農業体験などを通して食や農業の大

切さを学ぶ場や機会を提供していく必要があります。

- 田園型拠点都市を目指す本市の特性として、生産と消費の場が近接していることや、81万市民という膨大な食料需要を抱えていることなど、農業・農村振興や都市と農村の交流の面で立地条件に恵まれていることが挙げられます。



亀田農業まつり

◆ 施策体系 ◆

2 都市と田園が恵み合う関係

(1) 都市と田園のふれあい

- ①水と緑と人のネットワークの形成(再)
- ②住民の合意による田園景観・集落景観の整備
- ③自然や農業・農村に親しむ場の整備
- ④農業・農村をサポートする仕組みづくり
- ⑤農村集落の活性化(再)

(2) 大地の恵みをうける

- ①地産地消の推進
- ②郷土の食文化や農業への理解を深める食育の推進(再)
- ③農水産物フェア・イベントの開催
- ④市場周辺土地利用計画による市場関連施設の立地誘導

◆ 施策展開 ◆

(1) 都市と田園のふれあい

○農業・農村体験や安らぎ、癒しの場の提供を進めることなどにより、都市生活者と農業者が互いに恵み合う関係をはぐくむとともに、農村地域の活性化を図ります。

①水と緑と人のネットワークの形成

農業・農村の資源を活用してその魅力を発信し、都市と農村の双方の魅力を味わえる都市型グリーン・ツーリズムを提供することにより、都市生活者や市外からの来訪者と農業者との交流を図ります。その一環として、「団塊の世代」や大学生ら若い世代などに農業の素晴らしさを知ってもらうための「食と農の学校」を開設するなど、都市生活者などの農業への関心を高めるとともに、農村の活性化を図ります。

(再掲:Ⅲ1(5))

②住民の合意による田園景観・集落景観の整備

農村にかつてあった美しい農村景観を取り戻し、さらにそれらを活用して市民が寄り道したくなるような魅力あふれる美しい農村形成を進めます。

③自然や農業・農村に親しむ場の整備

互恵による都市と農村の交流の促進を図るため、農消交流、緑花推進のための「(仮称)食と花のいしがた交流センター」及び農業技術支援のための「(仮称)アグリパーク・国際農業研究センター」をはじめとした拠点施設を整備します。また、交流センターには、新潟の素晴らしい食と農業などを市民に紹介する「食育セン

ター」と「花の政令市」を市民が実感する取組を推進する「花育センター」も整備します。

④農業・農村をサポートする仕組みづくり

農業者、都市生活者を問わず、農業・農村に関わる人達が連携し、農業・農村を支える情報を共有する場として「(仮称)農業・農村コーディネイトセンター」を設立することで、農業・農村の活性化を図ります。

⑤農村集落の活性化

農村集落の景観に調和し、家庭菜園ができるゆとりある田園住宅の整備を促進するなど、農村ならではの魅力を活かした居住環境の整備や、農村地域におけるコミュニティ形成による定住人口の確保を図り、農村地域の活性化を図ります。

(再掲:Ⅳ9(1))



食と農の学校 越前浜教室

◆ 施策展開 ◆

(2) 大地の恵みをうける

○本市の特徴である生産者と消費者の近接性を活かし、消費者の求める新鮮で安心・安全な農産物を地元農業者が供給することで、市民に暮らしの豊かさをもたらすと同時に、農業の活性化を図ります。また、地元の農業を知ることで、食に関する関心を高め、豊かな食生活を経験し、ひいては食文化を次世代へ継承していくように努めます。

① 地産地消の推進

新潟の新鮮で安心・安全な農産物がどこで採れるか、どこで手に入るかなどの情報を提供することで、地元消費の拡大を図り、市民が暮らしの中で新潟の「食と花」の豊かさを実感できるようにするとともに、直売所の整備を促進するなど地域農業の活性化を図ります。

② 郷土の食文化や農業への理解を深める

食育の推進

将来を担う子どもたちが正しい食習慣を身に付け、健やかな成長を図るための一環として、小中学校との連携、「食育センター」の活用に



農業体験

より、郷土の食文化や農業への理解を深めるための体験の場や機会を提供します。また、地産地消の拡大とともに郷土への愛着を深めるため、学校給食における米飯給食や地場農作物の利用拡大、消費者への地場農産物の情報提供を推進します。

(再掲:IV2(3))

③ 農水産物フェア・イベントの開催

青果・水産・花きの市場が統合された総合的な食品流通拠点である新潟市中央卸売市場では、見学者対応(PR・情報発信)のほか農水産物フェア・イベントを開催するなど、開かれた市場として消費者と農業者との交流を図ります。

④ 市場周辺土地利用計画による市場関連施設の立地誘導

市場周辺地域の土地利用計画を策定し、配送・加工施設などの市場関連施設を立地誘導することにより、市場と一体となった新たな食品流通拠点の形成を図ります。

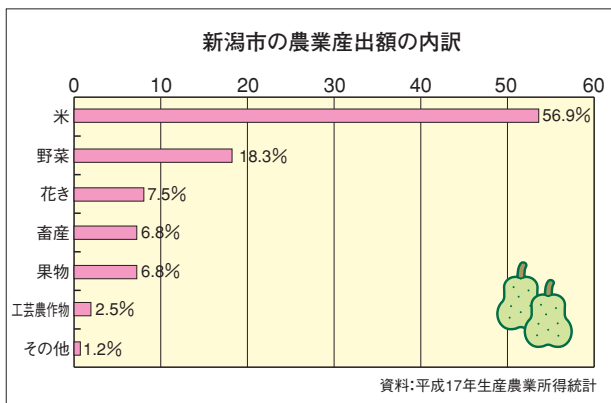
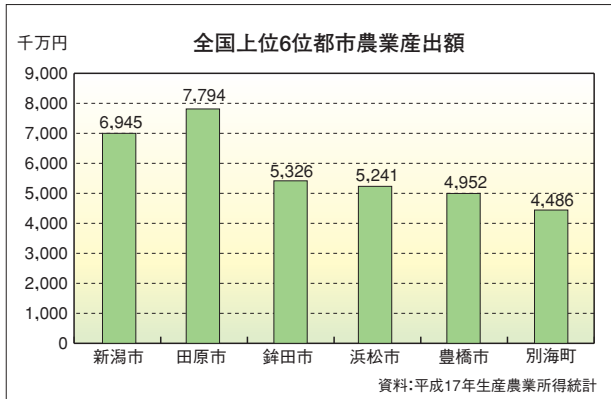


新潟市中央卸売市場

3 田園型拠点都市を際立たせる食と花

◆ 現況と課題 ◆

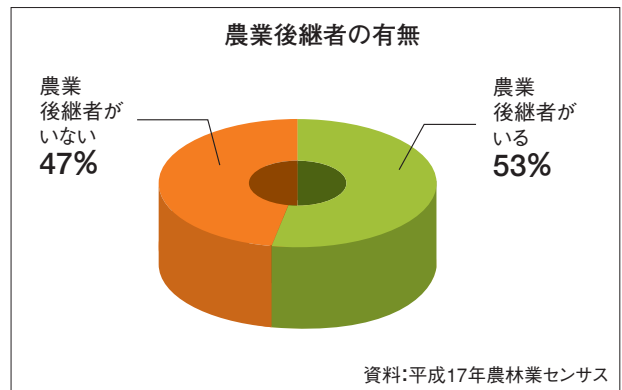
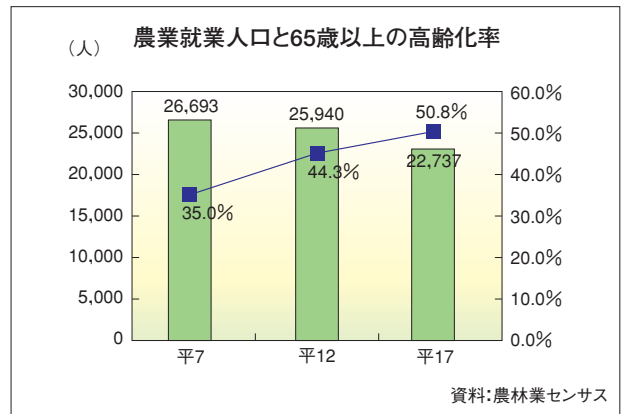
- 農水産物の産地間競争が激しさを増すとともに、価格の伸び悩みが一層進む中、付加価値を付け、ブランド化を図っていくことで、消費や収益の拡大を図る必要があります。
- 全国に「新潟＝米どころ」というイメージは定着していますが、それ以外の野菜や花きなど全国トップクラスの多くの農産物については、知名度が低いのが現状です。



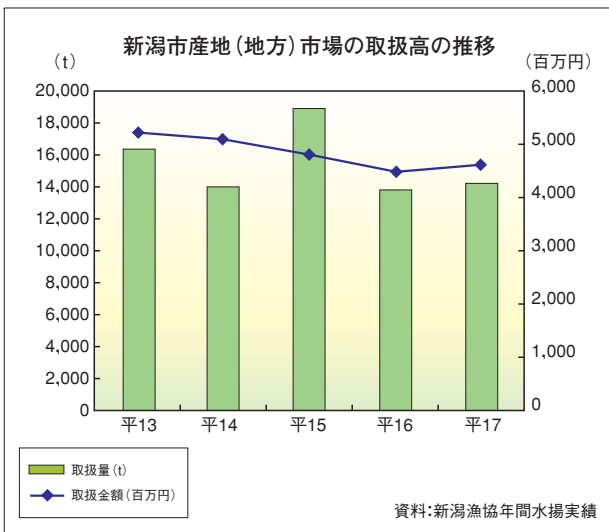
○米の輸出入の自由化や産地間競争の激化などの社会情勢の変化などが想定されることから、これまでの守りの農業から攻めの農業への転換を図る諸策を進めていく必要があります。また、さらなる品質重視の農産物への転換や他産業との連携などにより、将来を見据えた農業経

営の強化を図る必要があります。

- 本市の農地面積は、住宅や工場、公共施設用地などへの農地転用により、平成2年から平成12年の10年間で2,073haの減少となっており、また、今後、農業従事者の高齢化や後継者不在などにより、耕作できない農地の発生も予想されます。
- 農業就業人口のうち65歳以上の高齢者が5割強を占めており、現在の農業を支えている昭和・桁世代の人たちが離農・リタイアした際に想定される担い手不足への対応が喫緊の課題です。
- 本市の専業農家は、農家全体の1割となっており、兼業農家が農家の大半を占めています。兼業農家は農村集落の一員として、集落の保全に欠くことのできない存在として捉えると同時に、兼業農家が経営を維持できる環境づくりが課題です。



○市民へのアンケート調査の結果では、「新潟のおいしいもの」として米について魚が第2位に挙がっており、地場水産物の有効活用は重要な課題です。水産関連産業や他産業との連携を進めることで、地場水産物の有効活用を図り、本市水産業の活性化につなげ、漁業の維持と地場水産物の持続的、安定的供給を図っていく必要があります。



◆ 施策体系 ◆

3 田園型拠点都市を際立たせる食と花

(1) 農水産物のブランド化

- ①新潟市ブランドの確立
- ②新潟市農水産物の情報の発信(再)

(2) 安心・安全・おいしい農産物

- ①安心・安全な農産物の供給
- ②環境保全型農業の推進(再)

(3) 収益性の高い農業の確立

- ①高収益品目の導入と生産拡大
- ②園芸産地の拡大(野菜・果樹・花)
- ③園芸作物の試験・調査
- ④売れるおいしいお米の生産
- ⑤畜産物の安定生産
- ⑥意欲ある担い手の育成
- ⑦新規就農者の確保・多様な就農の推進
- ⑧農水産物の安定供給を果たす効率的な流通
- ⑨販売経路の多様化

(4) 農業の新たな可能性を拓く

- ①新技術の研究・開発
- ②総合フード基地(食品産業との連携)
- ③地産外商の推進
- ④農産物の輸出の促進(再)
- ⑤食品のリサイクルの推進(再)
- ⑥バイオマス等の活用(再)
- ⑦耕畜連携の推進による再資源化(再)
- ⑧林業の振興
- ⑨1次産業と他産業との連携強化

(5) 新鮮でおいしい水産物の供給

- ①新鮮でおいしい水産物の供給
- ②資源をはぐくむ漁業
- ③漁業基盤の整備

◆ 施策展開 ◆

(1) 農水産物のブランド化

○本市のもつ豊かな「食と花」をさらに消費者に広めていくため、各区ごとの代表的なブランドの確立や各種イベント、媒体などの活用により、魅力的な農水産物を生産している「食と花のにいがた」を国内外に積極的に情報発信していきます。

①新潟市ブランドの確立

本市を代表するブランドの確立や多様な流通販売の仕組みづくりへの支援を行います。また、優れた農畜水産物に対する理解と認識を深め、消費拡大を図るため、生産者団体と協力して普及PRに努めます。

②新潟市農水産物の情報の発信

「食と花の世界フォーラム」(注1)の開催などを通して、本市のおいしい米、野菜、果物、魚などの「食」とチューリップなどの美しい「花」について、国内外に情報発信することにより、「食と花のにいがた」という都市イメージを確立し、国際的な知名度を高めます。

(再掲:Ⅲ1(3))



黒埼茶豆

◆ 施策展開 ◆

(2) 安心・安全・おいしい農産物

○食の安心・安全に対する市民の関心が高まる中、環境にやさしい農業の推進による「安心・安全・おいしい農産物」の生産拡大に向けて、生産活動に対する支援と生産された農産物の安心・安全対策、消費者への情報提供や啓発活動、交流活動に対する支援を行います。

①安心・安全な農産物の供給

消費者に対する農作物の情報提供などを進め、生産者と消費者の相互理解を深めるとともに、市内で生産・流通される農畜産物の安全性確保対策の充実・強化を図ります。

②環境保全型農業の推進

有機質資源を循環利用した土作りを基本に、化学合成農薬・化学肥料の使用量を低減した栽培を進めるため、必要な資材や機材の選定及び普及への支援などを行うとともに、有効な技術や栽培法の実証を行うことにより、農業者の取り組み意欲の向上を図り、環境保全型農業を推進します。

(再掲:Ⅱ4(4)、Ⅳ1(5))

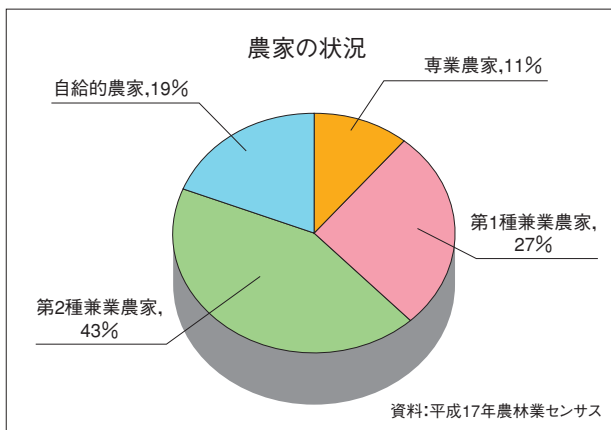
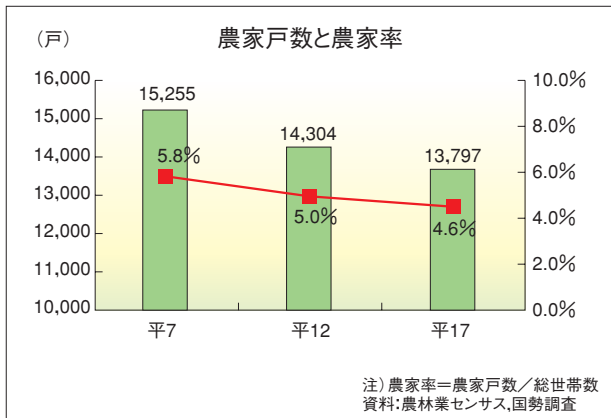
(注1)食と花の世界フォーラム

食と花を通じ、食料問題や学術・文化・政策などに関して、世界、とりわけ東アジア諸地域に国際的な貢献を果たすことをミッションとして、新潟市の産学民官が協働して開催するイベント。シンポジウムと見本市を柱とする。

◆ 施策展開 ◆

(3) 収益性の高い農業の確立

○消費者に信頼される安心・安全な農業生産体制を確立していくため、おいしくて低コストな米づくり、畜産の安定生産のための条件整備、高付加価値品の開発など農業経営の近代化に取り組み、高収益農業への転換を図ります。また、今後の農業経営の安定化を図っていくため、新規就農者を増やすとともに、経営感覚をもった農業後継者や経営体の育成、都市の人材を活用した援農の仕組みづくりなどをはじめ、既存農家の経営合理化や集落組合活動の活性化にも取り組みます。さらに、各区における関係機関・団体の連携・協力をより密にし、地域の特色ある農業の支援を図ります。



①高収益品目の導入と生産拡大

収益性の高い作物の選定を進め、その産地化を図ります。その際、転作作物も含めた作物転換を進めることにより所得の向上と水田農業経営の確立を図ります。また、農産物フェアや産地見学会などの開催により、消費者ニーズ・利用事業者ニーズを把握し対応していく仕組みの構築を進めることで、より一層の生産や顧客の拡大を図ります。

②園芸産地の拡大(野菜・果樹・花)

省力化や低コスト化、生産の安定化を図るため、機械化・施設化を推進し、既存産地の体質強化を図るとともに、野菜供給安定対策の充実などによって、園芸産地の強化・育成を進めます。また、水稻単一経営から園芸複合経営への転換を推進するとともに、特産品などの掘り起こしなどによる新産地の育成を図るなど、園芸産地の拡大を図ります。

③園芸作物の試験・調査

園芸農家が抱える栽培技術上の問題点の解決や技術の向上に役立てるため、野菜・花きについて試験調査を行い、その結果を関係機関や園芸農家などへ提供し、園芸作物の生産振興を図ります。また、作物栽培の基本となる健全な「土づくり」や効率的な施肥設計に役立てるため、農家を対象に土壌分析・診断を行います。

④売れるおいしいお米の生産

高品質な良食味米づくりや安心・安全な米づくりを、農業団体などと連携して推進することにより、一等米比率(注1)の向上と米のブランド化、さらには産地強化を図り、また、関係機関や食品産業との連携強化により、販路を拡大していきます。また、多様な用途の米の栽培に適した新潟の特性を活かし、食品産業などの米への多様なニーズに対応する「日本一の米のデパートづくり」を進めます。

⑤畜産物の安定生産

飼養管理技術の向上を図るとともに、高能力家畜(注2)の導入などによる低コスト生産を推進するなど、生産体制を強化することにより、畜産物の安定生産を推進します。また、輸入飼料から自給飼料(注3)への転換や管理衛生の向上により、安全で新鮮な高品質畜産物の供給を図ります。

⑥意欲ある担い手の育成

将来の本市の農業を支える担い手を重点的に育成するため、認定農業者(注4)の育成など、各種支援措置を関係機関・団体との連携、協力を得ながら実施します。また、産地間競争の激化に対応できる体制を確立するため、発展段階に応じた経営の改善を図るとともに、法人化や集落営農を推進し、競争力のある経営体を育成します。

⑦新規就農者の確保・多様な就農の推進

新規就農希望者へ経営・技術指導などの支援を行うとともに、都市の人材やいわゆる「団塊の世代」の退職後の帰農を活用した農業ヘル

パーシステムを確立するなど、幅広い多様な就農形態に対応した支援策を展開します。また、農村地域に女性や高齢者による農産物加工などの身近な就業機会を創出し、暮らしやすい居住条件を整えます。

⑧農水産物の安定供給を果たす効率的な流通

青果・水産・花きの総合的な流通拠点である新潟市中央卸売市場により、市民及び周辺市町村住民への、安心・安全な生鮮食料品の安定供給を図ります。

⑨販売経路の多様化

量販店向けの契約生産、直売に対応した多品目生産、インターネットによる直接販売の展開など、多様な販路の形成と販売方法の確立を図ることで、収益性を高め、生産拡大につなげます。



(注1)一等米比率

第三者機関である検査協会などで農産物検査員が全ての袋を肉眼鑑定や計測によって一等・二等・三等・規格外に決定した米のうちの一等米の割合。

(注2)高能力家畜

交配による改良で繁殖能力が向上し、生産コストの低減や高品質化が図られた家畜。

(注3)自給飼料

自分の土地や借地で生産した飼料。

(注4)認定農業者

市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度を認定農業者制度と呼ぶ。この認定を受けた農業者が認定農業者。

◆ 施策展開 ◆

(4) 農業の新たな可能性を拓く

○本市のもつ大農業都市の資質を活かして、食品産業や流通業などの他産業や大学、民間企業などの他機関との連携強化により、質の高い農産物や農産加工食品などの安定供給を図るとともに、海外への「にいがたの農産物」の輸出を促進するなど「消費者が買いたいものを作る」時代のニーズに応じた農業への転換を図ることが必要です。

① 新技術の研究・開発

大学や民間、各種研究機関との連携のもと、競争力をもった農産物の開発、農作業の省略化などに関し研究開発を進めます。

② 総合フード基地（食品産業との連携）

大消費地を抱えた本市の立地条件と、大農業都市としての知名度を活かして、食品産業と農業の連携のもと、質の高い農産物や米粉加工食品、農産加工食品を安定供給する総合的フード基地の確立を図ります。

③ 地産外商の推進

販売ネットワークの拡大により、新潟の農産物を全国に提供するよう努めるとともに、「食と花」による本市のイメージアップを図るため、食と花の総合アドバイザー（注1）などによるPRを進め、消費の拡大を図ります。

④ 農産物の輸出の促進

わが国の農産物に対する海外からのニーズが高まっていることから、関係機関・団体と

ともに、東アジアなどの主要輸出をはじめとして、国際的な視野で情報の収集などを行い、本市のおいしい米や梨、花など「にいがたの農産物」の輸出を促進します。

（再掲：Ⅲ2(1)、Ⅲ3(7)）

⑤ 食品のリサイクルの推進

野菜残さ、食品の売れ残り、食品製造過程で大量に発生する廃棄物を有機質資源として、飼料や肥料などの原材料として再生利用を図り、持続性の高い農業を支える資源循環システムの構築を進めます。

（再掲：Ⅱ4(4)）

⑥ バイオマス等の活用

家畜排泄物などの地域内資源を、有効に循環利用する地域づくりを進めるため、市全体でのバイオマス計画を策定し、これに基づき、各種調査・研究を行うとともに、バイオマス資源を活用する新技術の研究・導入に対する支援を行うなど、持続性の高い農業を支える資源循環システムの構築を図ります。

（再掲：Ⅱ4(4)）

（注1）食と花の総合アドバイザー

本市の農水産物の知名度向上や「食と花の政令市にいがた」の都市イメージの定着を図ることを目的に、本市の「食と花」の首都圏を中心とする全国への発信とともに、高所大所・多角的な視点から助言等を行ってもらうために平成17年度から設置しているもの。

⑦ 耕畜連携の推進による再資源化

家畜排泄物の堆肥などへの利活用、稲わらの堆肥化や家畜の飼料・敷きわら利用など耕畜連携により、資源の循環利用の仕組みづくりを行い、消費者に理解される環境にやさしい農業を促進します。

(再掲: II 4(4))

⑧ 林業の振興

林家や森林組合などが、安全かつ容易に林産物を生産・搬出できるように林道の整備を進め、森林の保全・育成と地場産木材のPRによる需要拡大に努める他、様々な森林資源の活用により、林業の新たな可能性を拓くことで、林業振興を図るとともに、林業の営みによる樹林環境の保全につなげます。

⑨ 1次産業と他産業との連携強化

大農業都市である本市の資質を活かし、食品産業や流通産業との連携をはじめ、他産業との連携の強化を図ることで、多彩な食と花の都として躍動するまちづくりを進めます。

◆ 施策展開 ◆

(5) 新鮮でおいしい水産物の供給

○水産業の発展により本市の「食」の質を高め豊かにするとともに、水産関連産業や他産業との連携により産業発展を図り、雇用を創出し所得の向上を目指します。

① 新鮮でおいしい水産物の供給

新潟ブランド育成へ向けて、水産資源の特産化など資源の高度利用と有効活用によって、水産関連産業全体への波及効果により雇用の増大や所得の向上を目指すとともに、質の高い水産物を供給することで、市民の「食」を豊かにし「食の新潟」の実現につなげます。

② 資源をはぐくむ漁業

水産資源の確保は、「食の新潟」の実現や他産業との連携など、すべての水産施策の礎となるため、海域・河川湖沼に適した魚種の栽培・放流事業を進め、併せて低利用資源の有効活用などにより、水産資源管理を推進します。

③ 漁業基盤の整備

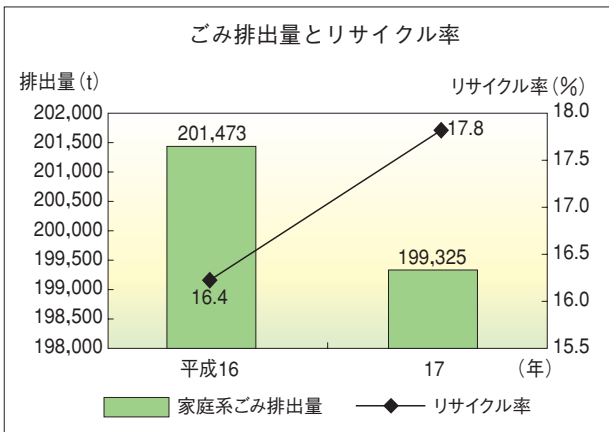
安全で快適な漁業生産活動の実現により、市民に質の高い水産物の安定供給を図るため、漁港・漁場などの整備を推進します。また、厳しい社会経済環境に対応できる組織力と人材の育成を図るため、漁業協同組合の合併促進を進め、漁業金融制度の活用による漁業経営資金の安定化を図ることで、漁業経営の改善を図ります。



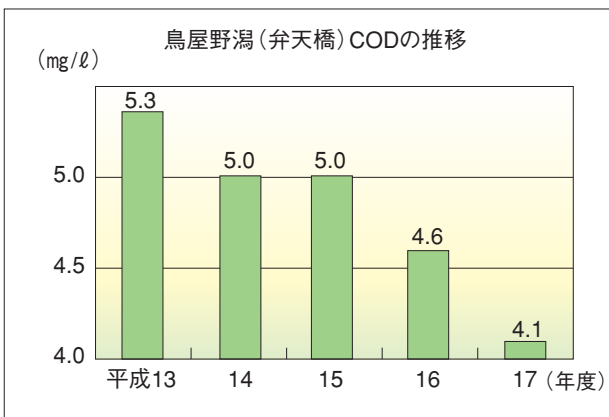
4 市民と築く環境先進都市

◆ 現況と課題 ◆

○地球規模での環境悪化が問題視されるなか、化石燃料の使用削減や大量生産・大量廃棄型の社会から脱却し、資源循環型社会への転換を図ることが大きな課題です。



○昨今の環境問題は、生活型公害から地球規模の環境問題まで広範囲におよび、かつ新たな化学物質による汚染など複雑化・多様化しています。また、本市では、新潟水俣病という公害被害の経験を有し、今なおその健康被害と不安に苦しんでおられる方がいます。これらの諸問題に対応するため、環境への負荷抑制を図り、充実した監視体制を整えるとともに、市民に対して速やかな情報提供や啓発活動などを行っていく必要があります。



○農業生産において、家畜排泄物や作物残さ、都市から排出される食品残さなどのバイオマス資源の利用を進め、環境負荷の低い産業構造へと転換を図ることが必要です。

◆ 施策体系 ◆

4 市民と築く環境先進都市

(1) 地球環境に貢献する

- ①省資源・省エネルギーの推進
- ②新エネルギーの導入
- ③ヒートアイランド対策の検討
- ④国際協力の推進

(2) 安心・快適な環境を守り、つくる

- ①環境負荷の抑制
- ②監視体制の充実
- ③試験・検査及び調査研究等の充実 (再)

(3) 廃棄物の減量・リサイクルの推進

- ①ごみ分別の徹底と資源化の促進
- ②環境に配慮したごみ処理体制の充実
- ③産業廃棄物の適正処理の促進

(4) 資源循環都市づくり

- ①バイオマス等の活用 (再)
- ②静脈産業の育成
- ③食品のリサイクルの推進 (再)
- ④耕畜連携の推進による再資源化 (再)
- ⑤下水道資源の有効利用
- ⑥環境保全型農業の推進 (再)

(5) 協働と学習で拓く環境未来

- ①環境教育・環境学習の推進 (再)
- ②市民との協働の環境づくり (再)

◆ 施策展開 ◆

(1) 地球環境に貢献する

○喫緊の課題となっている地球温暖化対策に資する事業に取り組むとともに、国際環境協力を推進し、地球規模の問題に対して本市としても積極的に関わり、解決に向けた取組を進めます。

① 省資源・省エネルギーの推進

省エネルギーに対応した施設整備などを行うESCO (Energy Service Company) 事業(注1)導入や環境共生住宅などの環境にやさしい住まいづくりを推進するなど、さまざまな分野での省資源・省エネルギー化により、温室効果ガス削減を図ります。

② 新エネルギーの導入

地域新エネルギービジョン(注2)に基づき、自然環境・経済活動などの地域特性を踏まえ、民間への普及を含めた太陽光発電やバイオマ

スエネルギーなど新エネルギーの導入を図ります。

③ ヒートアイランド対策の検討

ヒートアイランド現象(注3)の発生状況を調査するとともに、ヒートアイランド現象を緩和させるため、公共交通利用を促進することでCO₂などの温室効果ガスを削減し、併せて屋上緑化や壁面緑化などの普及も促進します。

④ 国際協力の推進

政令市新潟の環境問題への取組や成果を国際的にアピールするとともに、酸性雨の国際的な研究所として本市に設置されている東アジアモニタリングネットワークセンター(注4)の活動を支援するなど、国際環境協力のあり方について研究を進め、国際的な環境保全活動にも積極的に取り組みます。



太陽光パネル(信濃川浄水場)

(注1) ESCO事業

《ESCO (Energy Service Company) 事業》施設の省エネルギー化改修を行い、その改修に要した経費のすべてを省エネによって削減された高熱水費の一部でまかなう事業。

(注2) 地域新エネルギービジョン

太陽光発電、風力発電、バイオマス、燃料電池などの新エネルギーを地域特性に応じて、計画的・体系的に導入するための計画。自治体単位で策定されており、本市では平成18年2月に「新潟市地域新エネルギービジョン」を策定した。

(注3) ヒートアイランド現象

人工排熱量の増加などにより、都市部の大気が周辺域より高い温度になっている現象。等温線を結ぶと、島状になるのでこういわれる。

(注4) 東アジアモニタリングネットワークセンター

東アジア地域における酸性雨の現状やその影響解明に向けて、東アジアモニタリングネットワークが組織され、新潟市曾和にある酸性雨研究センター(財団法人日本環境衛生センター内)がその科学的・技術的な対応を行うネットワークセンターとして指定されている。

◆ 施策展開 ◆

(2) 安心・快適な環境を守り，つくる

○環境への負荷の抑制と環境状況の監視を行い，市民の健康と安全及び良好な環境を守るとともに，より快適な生活環境を創造します。

①環境負荷の抑制

大気汚染，水質汚濁，土壌汚染などの規制が適用される事業所への基準の遵守確認と改善指導，及び下水道への接続促進や合流式下水道の改善を実施し，併せて市民の意識啓発に努めるなど，環境への負荷の抑制を図ります。

②監視体制の充実

大気環境，水環境，騒音・振動，土壌汚染及び地盤沈下についての測定や調査を行い，実態を把握します。

③試験・検査及び調査研究等の充実

衛生・環境分野における監視・指導，健康危機対応に必要な各種試験・検査を充実・実施します。

また，食の安全性や感染症の防止，環境の保全と環境汚染の解明などについて，関係各課と連携して調査・研究に取り組み，その成果をデータベース化するなどして提供していきます。

(再掲:IV1(3),IV1(5))



衛生環境研究所での試験・検査

◆ 施策展開 ◆

(3) 廃棄物の減量・リサイクルの推進

○環境にやさしい資源循環型社会を目指し，市民，事業者，行政の協働による効率的で適正なごみ収集体制に努めるとともに，ごみの減量・再使用・再生利用の取組を推進します。

①ごみ分別の徹底と資源化の促進

市民，事業者，行政の協働によるごみの減量・再使用・再生利用の取組を推進します。

②環境に配慮したごみ処理体制の充実

効率的で適正なごみ収集体制に努めるとともに，環境とエネルギー回収(注1)に配慮し，安全で安定的なごみ処理施設の整備を進めます。

③産業廃棄物の適正処理の促進

産業廃棄物の排出業者や処理業者への監視指導体制を強化し，不適正処理を防止するとともに発生の抑制を図ります。また，産業廃棄物の再生利用を促進し，資源循環を進めます。

◆ 施策展開 ◆

(4) 資源循環都市づくり

○地球温暖化・オゾン層の破壊，ダイオキシン類や内分泌かく乱物質の問題，廃棄物の処理など，環境に配慮した生産活動は社会や産業全体の責務となっていることから，資源を循環利用する持続的な社会の構築を進めていきます。

①バイオマス等の活用

市域から排出される温室効果ガスの排出を削減し，資源を有効に利用する地域づくりを進めるため，市全体を対象としたバイオマス計画(注2)を策定し，バイオディーゼル燃料(注3)活用事業や菜の花採油事業，コメ・稲わらプロジェクトなどのパイロットプロジェクトを通じて，バイオマス資源の利活用を図ります。

(再掲:Ⅱ3(4))

②静脈産業の育成

リサイクル資源の回収や廃棄物の処理・処分サービスなどの事業を行う「静脈産業」を育成することで，資源循環型社会の構築を図ります。

③食品のリサイクルの推進

野菜残さ，食品の売れ残り，食品製造過程での大量に発生する廃棄物を有機質資源として，

(注1)エネルギー回収

ここでは，廃棄物発電や排熱利用などごみ処理の過程で排出されたエネルギーを有効活用すること。

(注2)バイオマス計画

バイオマス資源の利活用を推進するための計画。本市では「バイオマスタウン構想」を策定し，これに基づき地域内での総合的なバイオマス利活用システムの構築することを目指している。

(注3)バイオディーゼル燃料

動植物の油脂を原料としたディーゼル機関で使用できる軽油の代替燃料のこと。本市では廃天ぷら油(植物油)を原料に使用している。



エコプラザ

飼料や肥料などの原材料として再生利用を図ることで、資源循環のシステムを構築します。

(再掲: II 3(4))

④ 耕畜連携の推進による再資源化

家畜排泄物の堆肥などへの利活用、稲わらの堆肥化や家畜の飼料・敷きわら利用など耕畜連携により、資源の循環利用の仕組みづくりを進めます。

(再掲: II 3(4))

⑤ 下水道資源の有効利用

下水処理によって発生する下水汚泥の、安心・安全でかつ地球環境に配慮した有効利用を推進するため、コンポスト・セメント原料への活用や有効利用に関する新技術の導入を図るなど、減量化・資源化を進めます。

⑥ 環境保全型農業の推進

環境に配慮した生産活動は、今日の社会や産業全体の責務となっており、農業分野においては、化学合成農薬や化学肥料による環境への負担をできるだけ小さくした、環境保全型農業の普及を進めます。

(再掲: II 3(2), IV 1(5))



バイオディーゼル燃料(BDF)車

◆ 施策展開 ◆

(5) 協働と学習で拓く環境未来

○市民の生活様式や社会経済活動を見直し、循環型社会を形成するため、環境基本計画に基づき環境施策の総合的・計画的な推進を図り、環境教育・学習による環境問題解決に資する能力を育成するとともに、市民・事業者・行政の各主体の協働による環境保全活動を進めます。

① 環境教育・環境学習の推進

環境保全・自然保護の心をはぐくむことで、環境に配慮した生活や行動ができるよう、地域や学校などと連携し環境教育・学習を推進します。

また、新潟水俣病を教訓とした環境学習の促進に努めます。

(再掲: II 1(4))

② 市民との協働の環境づくり

市民、事業者、行政、市民団体など各主体のポテンシャルを最大限に発揮させるため、相互協力・連携を図るとともに、環境NPOなど団体への支援を行います。

(再掲: I 1(2))



H17.5.15 市民探鳥会 青山海岸保安林会場